

令和2年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和2年9月 8日

閉 会 令和2年9月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月10日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	中川 悟 君
議会事務局 次長	坂本 ゆかり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4番	柿崎 裕二 君
5番	森 弘美 君

---

議事日程（第2号）

第1	一般質問	1番	小鹿重一 議員
第2	一般質問	6番	吉田 勉 議員
第3	一般質問	7番	坂本 豊 議員
第4	一般質問	5番	森 弘美 議員
第5	一般質問	3番	久慈省悟 議員

午前9時36分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番の小鹿重一です。

今日は自然災害発生時の避難所の運営について質問をさせていただきます。

今年も既に、7月に九州、東北地方が大雨により河川が氾濫する等の大きな災害が発生しています。これに加え、新型コロナウイルス感染症はいまだ終息の見通しが立っておりません。これからは本格的な台風襲来の季節となり、9月6日から7日にかけて、大型で強力な台風10号によって九州で被害が発生しております。これからは本格的な台風襲来の季節となって、今後は上陸する被害が心配されるわけでありまして。さらには、地震、津波も、いつどこでどのような規模のものが発生するのか、予測は不可能です。今は、想定外のことが起きるのが想定内だとも言われているような状況であります。

そこで、今日は自然災害時の避難所運営について、3点の質問をさせていただきます。

まず、1つ目として、村が指定している避難所は何か所あるのか。準備されている資機材や、備蓄されている水や食料品は、どのようなものが幾らあるのか。その中に、乳児や高齢者等の災害弱者向けの粉ミルクやおかゆなどの介護食品は含まれているのか。

また、今回の定例会補正予算に、新型コロナウイルス対策費1,743万9,000円が避難所感染予防対策事業備品購入費として計上されていますが、その内容についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

まず、村が指定している避難場所ですが19か所ありまして、昨年、毎戸配布いたしました防災ハザードマップに、具体的な場所は記載されております。

次に、準備している資機材についてですが、シュラフ、寝袋ですけれども、それが約

300個。食料用の保存パンが240食分、これは5年間保存可能のものです。保存は常温保存が可能であります。保存水が500ミリリットルで約700本、これは7年間保存可能のものであります。それから、食事のほうですけれども、アルファ米ということで、常温保存が可能でパウチの袋に入っているものです。それに水かお湯を注いで作ると、一定時間置くと食べられると、そういうふうになるものが約130食。これも5年間保存可能で、食味が五目御飯とかワカメ入り御飯とかという種類がありまして、それが130食。

続きまして、衛生用品としては、マスクが約9,500枚。それからフェースシールドが50組、これは眼鏡の形のものに薄いプラスチックの板で顔の全面を覆う形のものであります。シールドは取替えが可能になっております。それから、消毒用アルコールが約70リットル。それから、消毒に使えるアルカリイオン水が120リットル。それから、対面で使えるアクリルパーティションが13枚となっております。

それから、乳幼児、それから高齢者向けの関係ですけれども、災害弱者向けの粉ミルクの関係、それからおかゆ等の介護食品等については、備蓄はしてございません。

以上です。

それと、今の補正予算に事業費として組んでいる内容ですけれども、コロナ対策の2次分として購入予定を考えておるものです。中身は、防災のテント、これは室内に張る簡易的なテントですけれども、1人用のものが100張り、2人用のものが100張り、合計で200張りです。上のほうにメッシュ入っていますけれども、プライバシー保護のための目隠しのシートがついてございます。それから、そのテントの中に寝るための、床に直には大変ですので、防災マットを300枚。それから、ポータブルトイレ30セット、これは仮設の、そのまま座って使えるような形になっておりまして、排泄物だけを袋で処理して、それを捨てるという形のものであります。それから、シュラフを300個、新規で追加しようと考えております。それから、テント同士の間を遮る段ボールのパーティションということで、2メートルぐらいの高さの段ボールのパーティションを50セット。それと、投光器、よく工事現場、道路工事とかで使っているぼんぼりみたいな形の広く光を照らせるような形の投光器がついた発電機込みで1組として、それを28組考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、総務課長から答弁いただきましたけれども、乳児、それから

高齢者向けのミルク、おかゆはないということですが、確かに少子高齢化で子供さんはなかなか増えないといいますが、生まれる数が少ないとはいうものの、これは必要なものではないかということをも一つ考えます。

それから、高齢者はますます増えるわけですから、そこら辺の対策も今から打っておくべきではないのかということがまず2点。

もう一つは、従来からあるものプラス今新しくまた設備するわけですが、その格納スペースといいますが、格納庫といいますが、その対応は十分なのか、併せて伺います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今、乳幼児向けのミルクの話出ていましたけれども、何か、ちょっと調べたんですが、どうしてもふだん使っているミルクとかそういうものがやっぱり乳幼児に対しては必要だということで、環境が変わって飲むものも変わると、やはり飲めなくなるとか、そういうのがあるみたいですので、やはりその部分は乳幼児のいる親御さんたちのほうで、なるべくふだんから準備をしていただきたいと、そういうふうに考えております。

それから、高齢者向けの話が出ていましたけれども、先ほど言いましたアルファ米ですが、水分の量がある程度増やすと、できる御飯自体もおかゆっぽくなって、それで対応できるのかなということで考えておまして、戻すときに調整をできるということで、あえて介護用品としては準備はしないということで考えております。

それから、今、資機材結構買うんですが、今は庁舎の移転新築のこともありますし、いずれにしろ、そういう部分に、新しくなる場合は、そういう防災用品を備蓄する倉庫なりの部分の建物が必要でありますけれども、今のところはそういうのがまだないので、できるだけ役場の空いている場所のスペースに取りあえずは一旦仮置きするしかないかなということで、置く場所を特別考えているわけではございません。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 弱者向けの対策については、例えば、万が一あったときに、行政では何も対策していなかったのかということをおっしゃらないように、ひとつ十分今後検討していただきたいと。お願いします。

それから、2番目に行きますけれども、避難所運営に新型コロナウイルス感染防止対策が当

然求められるわけですけれども、運営マニュアルや指針というのものもあると思いますけれども、それは改定されたのか、まず一つ。

それからまた、3密対策が当然必要なわけでありまして、分散避難が考えられるというところで、台風10号の関係では、避難所の定員を減らした結果、入り切れない人が続出したという報道もありました。そういうことでございますので、避難所や配置職員は十分確保できるという見通しなのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

避難所運営等に関するマニュアルについては、蓬田村地域防災計画の中に記載はされております。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症についての考慮は一切されておりました。

先日、今別町さんにおいて、避難所における感染症防止の実証検証という行事がありまして、これに実際参加をして、現場の状況というものを自分の目で見て、体験をしてみました。新型コロナウイルス感染防止対策ということを行う形での実証検証という現場を見てきたわけですけれども、やはりその予防対策に関しては、テレビでも報道されているとおり、事務をする側がかなり作業量が多いと。対応するにしてもかなり大変ではないかなと。そういう感じを受けて帰ってまいりました。

今回、一般社団法人のレジリエンスジャパン推進協議会というのが主催で、関係している企業さんの技術提供等を宣伝して、実際それを実施したわけですけれども、その前回実証検証した結果を、そこの団体でハンドブックの形でまとめて情報提供するというのを聞いておりますので、これらを参考にして、今後マニュアルの作成に向けて情報の収集をしていきたいと考えております。

それから、分散避難の関係ですけれども、分散避難等、避難所や配置職員の確保等に関してですが、今の現状のままではかなり難しいと考えられます。避難所とそれから配置職員ともに少ないから、今少ないということ分かっているんですが、それをすぐ簡単に増やせるということにもなりませんので、場所は確保するにしても、配置職員、マンパワーのほうは、今すぐ補充するというにもなりませんので、今後の課題になるのかなということで考えております。

今は、3密に関しての対策は、先ほど答弁いたしましたとおり、本補正予算のほうで追加で資機材を買いますので、それで対応できるのかなということで、今のところは考

えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、総務課長から、8月31日に行われた、いまべつ総合体育館であった研修会といいますか、検証実験に参加したということなので、私それ聞こうかなと思っていましたけれども、よかったですと思います。

今質問したことは簡単にいかないということは当然考えられるわけですがけれども、やはり、ある程度、そういう認識、あるいは頭に入れておくというようなことをしていかないと、そのときには役に立たないということが当然考えられるわけです。ですから、常日頃からそういうようなことを検討していただきたいというのが私の要望でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、3番目に行きます。

今年度は、今コロナがまだ終息していないので無理かなと思っておりますけれども、来年度において、避難所の運営訓練を十分意識した本格的な避難訓練を実施すべきだと考えています。備えあれば憂いなしです。いざというときに全く機能しませんでしたでは困りますので、今、質問しているわけですがけれども。要するに、こういうようなことは、ある意味、空振りということがほとんどです。ですがけれども、村民の命を守ると、財産は別にして、命を守るということが一番肝心なわけですから。こういう訓練というのをやって体にしみ込ませておかないと、いざというときには全く、恐らく機能しないと考えますけれども。このところ本格的な訓練もなされていませぬので、村ではどのように考えているのかお伺いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

2011年の3月11日に発生した東日本大震災を受けて、翌年の2012年と2014年の2回にわたって、村内住民を対象とした避難訓練は実施をしております。当時は、感染症予防等に関する状況は今のような状況ではなくて、そういう部分に関しては何も考慮はされておらず、ただ村民に避難を呼びかけて、避難所に集まってもらってということの避難の訓練でした。それも含めて、前回から大分年数も過ぎております。それから、近年、議員おっしゃったとおり、大規模な自然災害等も頻発していることも考えると、訓練等は必要な時期ではないかなということは考えております。一昨年、年明けました

ので、おととしの3月でしたか、日本赤十字社と県とで研修会、自主防災組織、それから自治会の役員さんたちに協力をしてもらって、簡単な避難訓練の研修をしておりますけれども、それも簡単なものでありまして、そういう小さなものも含めると、そろそろやらないといけないのかなということで考えております。

ただ、その避難所の開設等の運営マニュアル等が今の状況でありますとまだ整備されておきませんので、まずその部分の簡単なものでの整理した後に、できればそれを基に検証をしながら実施をするというような形で考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今の本格的な避難訓練ということについて、村長はどのようにお考えですか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、災害発生した場合は、まず何よりも命を守ること、村民を守ること。これが重点でありまして、そういう施策に対して村長自身が責任を持って、それを、職員なりそういったものを動かすということが基本であります。

そのための例えば訓練ということについては、やっぱり随時やっていかなければいけないんでございますけれども、なかなかそういう体制取るようにはなっていないというのが実情であります。したがって、例えば地区ごとでありますとか、そういう区分けをした中で避難訓練とかそういったことをしていかなければ、実際はできないだろうと。例えば、9月1日の防災の日みたいな、ああいう大規模なことを現在は考えるということとはできないと、こう思っている次第であります。

何しろ、やっぱり災害はいつ発生するのか、以前にもこういう質問をいただきましたけれども、本当にもういつなってもおかしくないような状況でございますので、できるだけ早めにそういう訓練を企画したいと、こう思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 津波の話でございますけれども、中沢地区と長科地区には全く高台がない。もし、4メートル、5メートル級の警報が発令されたときに、山に逃げるしかないというような、そういう心配をしている住民もいるわけです。あと阿弥陀川から北部に行きますと、それなりに、広瀬、瀬辺地の公園とか、玉松台とかいろいろ高台が



あるわけですが、そういう面で、もしそういうことがあったらどうなるのかなという心配している村民もいるということを、まずお伝えしておきたいと。

蓬田村は、幸いにそういう災害のないといいますが、非常に起こりにくい土地だということで、村民はそういうことを、やませと雪がなければなど言いますが、非常にそういう意味では安心して暮らせる土地であります。ですが、いつ何がどこでどう起きるか、誰も分かりませんので、蓬田村はいつでも起きないんだという認識はやはりないようにして取り組まないと、突然のことには対処できないということ考えられますので、ひとつそこら辺よろしく対応をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

---

#### 日程第2 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（木村 修君） 日程第2、6番吉田 勉君の質問を許します。吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） おはようございます。6番議員吉田 勉です。

今日は大きく2つのことについて質問したいと思います。

まず1つ目は、住宅用の火災報知機ですが、住宅用の火災報知機は、精密部品の寿命、それから電池及び接点の劣化などによって10年程度での交換が望ましいと言われています。前回、消防団を通して、市価の半額程度の安価であっせんしましたが、それから既に10年以上経過しているのではないのでしょうか。ということで、何年経過したのか、もし分かれば、当時の予算規模について伺います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

前回、消防法が改正をされて、個人の住宅にも火災報知機を設置する義務が生じたということがありまして、その普及を推進するため共同購入のあっせんをいたしまして、1世帯当たり何個買っても1,000円を助成するという要綱をつくり、523世帯に実際交付してございます。これは、平成21年度に実施した事業でありまして、そこから考えると、その当時買ってつけた方は、約10年、11年ですか、たっていると考えられます。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） もう交換時期ということになっていると思います。交換を啓蒙す

るには、前回のように助成してあつせんするのが一番効果的だと思います。特に高齢者の世帯では、交換はもとより、点検すらできないという世帯もあります。足腰の弱った高齢者こそ、万が一の際に逃げ遅れることが懸念されます。消防団を通して前回のように行えば、高齢者宅では取付けの依頼もできます。ぜひ、前回のような形で措置を講じることはできないでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

10年たって機械等がもうそろそろ寿命じゃないかということでありましてけれども、実際その機械自体は電池がなくて作動しないのか、それとも機械自体が壊れて作動しないのか等のチェックをしないと、実際は分からないと思うのがまず一つです。

それから、もう一度あつせんをして普及させたらどうかということでありましてけれども、平成18年6月に法律が改正された時点で、それ以降新築されている方は、もう新築の家に実際ついているわけですよ。自分でお金を払ってつけていると。そういうことを考えると、平成21年に一回やっておりますので、もう一度やるということは、ちょっと今のところは考えておりません。高齢者が大変だということも分かるんですが、それはやはり、家人の中での話し合いを何かしらしていただいて、家族なりに、チェックするなり、取替えしてもらうなり、そこら辺はやはり個人のやるべきことなのではないかなということで、再度あつせんをするということは、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） まず寿命の話ですけれども、10年で交換するということが勧められています。電池を交換しても、その後、機器が故障したり接点が悪くなったりということで、10年の交換を勧めているということの一つ承知願います。

それから、前に助成したということですが、現在、家庭用の火災消火器にも助成しています。家庭用の火災消火器は、寿命が8年です。村では毎年、消火器の交換に助成しています。先ほどの火災報知機ですけれども、新築した家には確かに設置されていますが、それも10年で交換時期が来ます。どちらも、消火器も火災報知機も、交換頻度は高くなく、かつ、交換時期を忘れやすいということがあります。そこで、村で定期的に時期を明示しながら交換という形でのあつせんをできないかということ、お尋ねします。特にこれは高齢者対策という意味合いを強く含めてお願いいたします。村長にも、2

回目、答えをお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 消火器は8年、火災報知機は10年という耐用年数ということであります。ただ、先ほど総務課長から出たのかどうか分かりませんが、蓬田村という形では、この交換時期に関しての交換を勧めるという権限はありません。やっぱり、行政ではありますけれども、あらゆる行政という形になっていなくて、やっぱりその交換、あるいは指摘をする権限が、多分ここであれば広域消防にあるんだろうと思います。やっぱりそういうのははっきりしないで、ただ10年来たから全て交換ということには、私はならないんだろうなと思います。例えば、財源的な話をすれば、例えば、1,000戸あって3個なり4個なりつけると、1つ7,000円ぐらいすれば、例えば三七、二十一、21,000円、1戸当たり必要。それが1,000戸必要だとなれば、財源的にはそれほど大きな財源ではありません。でも、先ほど言いましたように、それが必要な施策かどうかということをもう一度きちんと整理しないと。ただ10年過ぎたから助成しますという形には、私はならないんじゃないかなと、質問の中身見てそう思っていました。決して助成しないとかそういうことではありません。やっぱり、根本的に本当に困っている事態ということを、やっぱりきちんと数字でいかないといけないし、広域消防署の打合せも必要かなと。その上で、消防団の方に手伝ってもらおうという形になろうかと、私はこう判断しました。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 何かはぐらかされた感じで、ちょっと質問もしづらいんですけども、これで3回目ですか。（「最後。3回終わり」の声あり）これについては、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、次の質問ですけれども、令和2年の事業の進捗状況について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスの対策で、当初予算で策定された事業計画に遅延等はないのか、主な事業について伺ひします。

まず1番の新庁舎の建設検討委員会ですけれども、今まで何回開かれ、今はどういう段階なのか。また、建設基本計画概要は、議会にはいつ提示できるのか、お尋ねします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

令和2年2月に、副村長及び各課長を委員として、まず、庁舎の在り方検討委員会というものを設置して、その中で現状の分析や、今後の庁舎の在り方について、6回にわたって検討委員会を開催してきました。9月中には、検討委員会から、現庁舎の現状や問題点、建設候補地及び事業費用等を記載した報告書を村に提出する予定となっております。その後、住民や有識者を対象に、新庁舎建設検討委員会を設置して検討をする予定でございます。また、建設基本計画概要版作成業務についてもそのスケジュールリングになりますので、同様となります。

また、その後の予定についてですけれども、令和3年度以降の予定としては、公募型のプロポーザル方式で、庁舎新築工事設計業務委託実施を考えております。

また、新型コロナウイルス感染症での影響は、この事業に関しては受けてはおりません。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 9月中に策定されるということで、10月、11月には議会に報告できるという取り方でよろしいですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） これの報告書に関しては、まだ検討委員会にかけるためのたたき台ということで、議会にはまだお知らせする予定はございません。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） いつ頃になりますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） そもそもこれは内部検討資料でありまして、議員さんのほうに、議会のほうにかけることは一切全く考えておりませんので、これじゃなくて、新しい新庁舎検討委員会のほうであるものは、その部分でお示しできるということになります。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 分かりました。

では、次の中学校通りの拡幅用地買収折衝について伺います。

コロナ禍の中であまり進んでいないと思いますが、今はどういう状況なのでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 4月21日に専決処分いたしました、村道5-1-1号線道路拡幅工事測量調査業務を7月中旬に終え、8月に、正確な数字の下に、青森市にお住まいの2人の相続人の方と面談し、お2方から土地の買収に応じていただくことに了解をいただきました。ほかの5名の相続人の方々については、お2人から連絡をしていただくこととしております。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） それなりに進捗しているみたいなので、ぜひこのまま急いで進めてください。

続いて、3番目の質問に入ります。

個人ナンバーカード関連事業についてです。9月1日からマイナポイント事業が始まりました。村では、マイナンバーの普及に向けてどのような考えを持っているのか、お尋ねします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

マイナンバーカード関係では、マイナンバーカードを利用してキャッシュレス決済ができることとなっています。上限は5,000円で1回限りです。今年の9月1日から、令和3年3月31日までの期間となっております。手続は、ドコモ、au、ソフトバンクのショップ及び郵便局等が可能となっております。カードを申請して、自分の手元に来たら、そのカードで、パソコン、スマートフォンで、マイナポイントのアプリのQRコードからダウンロードして、カードにあるID発行を予約します。そのパスワードの数字は4桁を入力することとなっております。それを読み取らせたら、予約は完了となります。アプリを取得して、キャッシュレス決済やサービスポイントのマイナポイントの付与がされるということです。

各市町村には、キャッシュレスについて、総務省よりこういうパンフレットが来ています。それを、市町村は各店舗の予約手続のできる窓口案内的なものとなりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

---

午前10時14分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） すみません。市町村では、まず総務省から、先ほど言いましたマイナポイントのパンフレットが来ていますので、それについては、今、庁舎に設置しております。ただ、マイナポイントについてのどういう取組をしているかというのは、まだしていない状況で、市町村の窓口としては案内的なものなので、お客さんが来れば、こういうふうなもののパンフレットを見せて……（「休憩お願いします」の声あり）

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

---

午前10時18分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） マイナンバーカードは国が推奨しているもので、それが市町村に下りてきて、普及としては、パンフレット等やホームページ等で紹介している方法を取っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 今の答弁だと、積極的には勧めないというふうに取りますけれども、マイナンバーカード自体については自主申請であって、必要性を感じない人や、個人情報漏えいが心配などの理由により申請しない人もいます。ただ、一方で、以前のやり方が面倒で、わざわざ写真を撮ってまで送って申請するという事に引かかって申請しない人もいます。

先般の東奥日報紙上に、平川市の取組が掲載されていまして。内容は、市民課が2日にわたり地元のスーパーに出向いて写真撮影をして、申請を手助けするというものでし

た。マイナポイントに当たって非常にタイムリーな企画だと感心しております。当村でも3密を避けるため日時を決めて、トレセンやふるセンを活用して、このような取組ができないのかお尋ねします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議員がおっしゃるとおり、ほかの市町村であってもそういう方向を取っていると思いますので、うちほうも今後は少し検討させてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） よろしく検討していただきたいと思います。

続けて、4つ目の公共施設個別施設計画についてお尋ねします。

公共施設の維持管理については、今までのやり方があまりにもずさんだということを私は何度も指摘してきました。今回の公共施設個別施設計画と、今までの村公共施設等総合管理計画の違いは何でしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

公共施設個別施設計画というものは、その前にある計画からもっと踏み込んだ形で、建物の状況等、それから耐用年数、それから使用頻度等のいろいろな条件を追加した形で、建物自体の総合的にこれからどうするのかというところを判定するための計画となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） まだ今のところ具体的な話は出ていないので、経緯を見守りたいと思いますけれども、公共施設は休館日以外休ませないということが大前提として、今後とも管理を行ってほしいと思います。

続いて、最後の中学校の海外研修事業についてお尋ねします。

これは今コロナ禍で大変な現状ですけれども、現時点での見通しを伺います。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） お答えします。

海外研修事業については、8月に旅行会社と協議をし、状況を確認したところです。

研修先の台湾には入国制限が出ており、青森県からの飛行機の直通便は、運行を10月末まで休止している状況です。入国制限は、ビジネスでは一部要件が満たされれば入国できますが、旅行は入国できません。また、入国したとしても、2週間程度の隔離期間が必要です。海外研修は旅行扱いとなりますので、入国はできません。海外研修は1月を予定していますが、10月以降の状況を見ますと、国外、国内とも入国制限が継続される見込みがあると思います。この状況を踏まえて、海外研修事業は来年8月に延期する判断をしたところですが、今の時期の判断に至ったところについては、海外研修の手続が夏休み明けに生徒のパスポートの取得が必要となるため、早めの判断に至ったところです。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 分かりました。来年の8月という考えみたいですが、来年また2学年連れていくという取り方でよろしいですか。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 8月に3年生、1月に2年生を予定したいと思います。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、6番吉田 勉君の質問を終わります。

---

### 日程第3 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第3、7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

今日は、2点について質問をいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症の影響で国保税の減額と免除について質問をいたします。

国から国保税の減額が示されていますが、蓬田村の具体的な減額、そして免除についてはどのようになっているのか、お答えを願ひたいと思います。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 初めに、減免の対象についてですが、新型コロナウイルス感



感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯であるかということが一つです。これについては全額免除となります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯であるか。これには3つの要件があります。

1つ、今年の実業収入等の見込額が、前年の収入の10分の3以上減少しているのか。また、その他の要件として、前年の合計所得が1,000万円以下であること。減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

この3つの条件をクリアしておられますと、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の対象者となります。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 当事者が亡くなったりするというのも要綱では書かれていますけれども、私がお聞きしたいことが1点あるんですが、今年の実業収入等が3割以上減収すれば対象になるということなんですが、その中に、減収が見込まれるという文字が入っているわけですね。ですから、本来であれば、今年、2020年の事業収入は12月の31日時点で決まるわけですが、今現在の時点では見込まれるという文言を使っているわけです。果たして、この見込まれるというのは誰が判断するのか。本人が、今年、収入が昨年よりも3割以下になりそうだなと言えれば申請できるのかどうか。この見込まれるという言葉が非常に曖昧でいるので、逆に言えば、誰でも申請できるとも捉えられるわけです。そのことを答弁お願いします。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 昨年の1月から12月までの家計簿をつけていれば一番分かるんですけども、各月の収入、これに対して、今年1月からの各収入、これを累計して対前年比較した段階で、まず10分の3以上の減収になっている方。そのまま維持ささるものとして、その1年間の全収入額を試算して、対前年との比較をします。そのときに、先ほど述べた30%以上であるかとか、1,000万円以下であるかとかの項目でチェックをしていきます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 質問回数が3回に限られているので、最後の質問するわけですが、

この国保税の減免申請は、ほかの市町村ではホームページ等に載っている自治体もあります。蓬田村では、どこを探しても、国保税のコロナに関しての減免申請の案内が載っていません。載っているのは介護保険料の減免、そして後期高齢者医療保険料の減免についてはホームページに載っていますが、なぜ国保税の減免申請が載せられていないのか、まずそれ1点お願いします。

それから、今、課長の答弁で、前年比の収入の比較をすと言いましたけれども、非常に曖昧で分かりにくいし、その事業形態によっては、稲作経営であれば10月に集中してそこしかない、それから、いろいろな野菜農家であれば、トマトなどの生産もその月で比較できますけれども、その比較したときに3割減収していれば可能という、その一月だけでも減収している月があれば対象になるということなのか。

この2点についてお答え願います。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） まず初めに、申請の件ですけれども、国から示されたのが5月でありまして、広報よもぎた6月号の8ページのところに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免についてと題して掲載しております。

次に、一月だけの収入の減とかという形ではなくて、年間を通しての見込額で3割減になるかどうかを判定して、それで減免の対象になるかどうかを決めます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ちょっと回数オーバーします。一つだけ。

○議長（木村 修君） 4回目だから。

○7番（坂本 豊君） 今現在申請したいという場合は、収穫の前なので分からないけれども、それは今年、米の値段であれば下がりそうだということで、こちらで判断をして申請しても構わないということになると思います。その先ほど言ったような、見込まれるという言葉があまりにも曖昧なので、申請者の都合によって3割減収させてもいいということになってしまうわけです。それを役場ではどのように判断するのか。12月の31日現在まで、収穫量、売上高が確定するまで待っているのか、この点についてお答え願います。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 今回、先月に1世帯の方、減免申請に来ました。その方は、

毎月の売上げがあつて、商売やっている人なので、昨年の1月から12月までの売上げ全部持ってきて、それぞれ1月から6月まででしたか、売上げが確定している部分について、こちらに全部書類出してもらつて、その減収した部分についてを1年間分としてやったわけですがけれども。農業の米の部分に関して、今、例えば1万3,000円ぐらいのやつが1万円ぐらいになるんですかね、よく分かりませんが、その中で、米の価格が上がる下がるの話まだ見えてきていないので、例えば確定した段階でこちらに申請してもらつて、それによつて、例えば、国民健康保険税を先に納めてもらつていたものに対しては還付するという形を取りたいと思いますが。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） すみません、もう一件だけ。

○議長（木村 修君） 今で、今、4回目だ、んでは。この質問に対してはこれで終わつて、次の質問に入ってください。（「2回オーバーしたんでは、ここは」の声あり）切りがない、それでは。（「切りがない」の声あり）

○7番（坂本 豊君） 分かりました。本当は、共済金入つてから補填の分は引かれるということがあつたので、それが確定するとなるとまた年を越してしまう可能性があるのでは、その辺もお聞きしたかつたわけですが。

次に移りたいと思います。

小中学校のエアコンの設置について質問をいたします。

蓬田小学校は、2002年頃に現在の学校建設が計画されたと記憶しています。当時は、エアコンの設置は話も出ませんでした。こだわつたのは、鉄筋コンクリではなく木造造りにするというのがメインでありました。最近、気温が上昇しているということが何かしら肌で感じられるようになってきました。私も稲を作っていますが、穂の出る時期が年々早まっているように感じています。稲刈りも30年くらい前は10月の10日頃から始めるものが、今はもう9月の下旬から始めるのが普通になってきました。気温が上がつていくというのが科学的にどうなのか分かりませんが、そういうことが感じられ、一般住宅でも新築の場合、それからリフォームする方も、エアコンの設置というのは、この村でも当たり前になっているようです。学校にもエアコンがぜひ必要になっているのではないかと思うわけです。多額の予算が必要なので設置は考えていないようですが、私としては、必要なものはつけるべきだと考えるので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 質問にある、夏場の暑い時期については、ちょうど夏休み期間でありまして、その後の暑い日は少ないと考えております。実際、現場の声を聞くと、学校内は風通しもよく、また、教室内の人数もうちほうは少ないことから、密にならないので、扇風機があれば、コロナ感染症対策にもなるので、エアコンは今は必要ないと聞いております。また、小学校においては、構造上、機密性が低いため、エアコンの効果があるのかちょっと疑問があるところがございます。今後、温暖化の影響がどうなるかは分かりませんが、エアコンの設置については、費用が多額と見込まれることから、国の補助も視野に入れながら、また、今後の学習の環境を見ながら、そして現場の声聞きながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 何回聞いても同じ答弁でありますけれども。9月のこの残暑を見ますと、夏休み過ぎてもこれほど暑いというのが今年だけならいいんですけれども、毎年続く可能性もあります。課長が言った、オープンスペースでなかなか難しいという答弁がありましたけれども、当時の平面の説明書があるんですけれども、小学校の。一般教室の間の仕切り計画ということがあって、一般教室を、ワークスペースを隣接させ、稼働の間仕切り壁をオープンにすることで、一体感のある空間の確保ができると。パネル型では開閉が容易でないため、利用率は低い。そのため、児童単独でも容易に開閉できる3本の引き戸として、両サイドに引き込める建具とします。仕切り壁を自在に開放することにより、カリキュラム前に自由な空間の構成が可能ですというふうに、当時の設計者の説明であるわけですね。ですから、可動式であるので、子供たちでも自由に開けられると。今、あまり小学校行っていないので分からないが、実際こういうものが設置されているのか、答弁をお願いしたいと思います。

もう一点は、資金のことは答弁しないのですが、お金がかかるのでできないというのが前回の臨時議会でありました。村では基金がたくさんあるようで、監査委員の報告でも20億円以上あるんですが、そういうお金というのは使えるのか、使われないのか。

この2点について、お答え願います。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 先ほどの教室のドアの件ですけれども、私も実際、現場見て

きていました。それで、教室の入り口の両面に3枚の戸が収納されていまして、それが引き戸になって、上に戸がつり戸となっていると。私、機密がないと言うのは、その下が結構空いているという形になっているんですよ、実は。ですから、そこで機密性がないうという形で答弁をさせていただきました。

予算については、基金もあるし、できないことはないと思うんですが、私が言っているのは、例えば、夏休み終わってから、私、気象庁のいろいろデータとか見ても、大体1週間から10日ぐらいなんですよ、暑いのは。今年は結構暑いですけども。ですから、それに大体1校8,000万円ぐらいの多額の費用をかけるには、もう少し、ちょっと現場の声聞きながら検討してまいりたいということであります。

以上です。（「基金が使えるかについて」の声あり）

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） その建設費用にあてがうその基金が使えるかどうかということですけども、基金は、主用途、公共用施設整備基金とかありますので、使うことには別に問題はないと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。3回目。

○7番（坂本 豊君） 教育課長が1週間ぐらい我慢すればいいと答弁しているわけですが、これは、つけない方向での答弁になっちゃうわけですよ。気温の上昇率がどのぐらいになっているのか、ちょっと調べたんですが、1951年から2020年まで、ちょうど私が生まれてから現在まで調べてみましたが、もう明らかに少しずつ気温が上昇して、グラフが上向いているのが分かります。小学校が建設計画された2002年から、2020年までを見ましても、このように少しずつ、下降でなくて上昇しているわけです。ですから、あと10年もすれば、また、ますます気温が上昇することが考えられるわけですね。

ですから、この前の臨時議会のコロナ対策のお話で、1億3,000万円ぐらいのものを全て使う、エアコンを設置するとそのお金が全部そちに行っちゃうからできませんと答弁したわけですね。ですから、基金を使えばできるということにもなるわけで、その辺のことを積極的に、私は進めていくのが教育者の務めではないかと思うわけです。

その点について再度答弁をお願いして、質問を終わります。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 先ほど私、1週間ぐらいと言いましたけれども、別につけな

いとかそういうことじゃなくて、私、そういう対策で扇風機とかいろいろ設置するために、予算も計上したところです。

ただ、今後、あくまで今後ですので、地球が温暖化してどんどん確かに上がっていくかもしれません。もっと長い時間必要になる、暑い時期がずっと続くかもしれません。その辺も、ですから、私、さっきから何回も言いますが、現場の声なりを聞きながら、そこは対応したいなと思います。

あと、それから、ちょっと考えているのが、例えば、まず一番費用がかかるのがキュービクルを新設しないといけないということを、前、説明したと思うんですが。実際、学校からでも要望が来ているのが、例えば保健室なり、そういうところにはつけられないのかなという要望も来ておりましたので、今の、現在のキュービクルの設備の容量の中で幾らかでもつけられる部分があれば、そういうものは前向きに検討してまいりたいと。

また、このコロナの影響で、来年度も夏休み、もしかしたら出なければならない可能性もありますので、そういうのも含めて検討したいと思います。

以上です。

○7番（坂本 豊君） 分かりました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、7番坂本 豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

---

午前10時53分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取消し、会議を再開いたします。

---

日程第4 一般質問 5番 森 弘美議員

○議長（木村 修君） 日程第4、5番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○5番（森 弘美君） おはようございます。

今日は1点について質問させていただきます。

阿弥陀川地区のため池のしゅんせつ工事についてということです。阿弥陀川地区における自然環境の中でとりわけ問題になっているのが、稲作における水問題であります。

近年、阿弥陀川地区における国有林、民有林の間伐は、地域の山の姿を変えています。このことによって山の保水力が低下し、ちょっとした大雨でも阿弥陀川が氾濫するような状態であります。また、阿弥陀川地区のため池は狭く、さらに山の間伐により保水力がなく、慢性的な水不足になっております。開田のポンプに頼っており、電力料金も年々増加しています。

そこで伺います。しゅんせつ工事とともに、水門の掘り下げ工事もできないか伺います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 国の補助事業のため池等整備事業で整備することができると思われます。ただし、詳しいことについては、県に相談が必要になります。県営事業で行うもので、防災受益面積7ヘクタール以上、総事業費800万円以上の事業が採択要件になります。負担割合は、国55%、県33%、村11%、地元1%の負担になります。5か所のため池の管理者である土地改良区とも協議していきたいと思います。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 県と相談してやれるところからやっていきたいと、こういう説明でしたけれども、開田地区は、私も大先輩から聞いた話にはなるんですけども、開田起こしてから70年はたっているんじゃないかという話でした。先代の久慈ブルの社長がブルに乗りながらおんぶされて、そういう工事をしたという話は聞いています。北側と南側、ため池は大きいんですけども、その中間にあるあれは独自で造ったのかも分からないね、田んぼの地主さんたちが。そこは、ここできてから、それこそ掘ったことは、しゅんせつしたことはないと思います。これについては、ぜひ地元の管理組合、または農家の皆さんと話をしながら、一刻も早く進めてもらいたいと思います。

何とかお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、5番森 弘美君の質問を終わります。

---

#### 日程第5 一般質問 3番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第5、3番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） おはようございます。

本日は2つほど提出した質問を読み上げていきますので、よろしく願いいたします。初めに、物産館マルシェについて。物産館では、様々な商品を販売しています。以前

にも、ホタテ産業の村ですから、大きな生けすに飼育し、販売することはできないか、こういう質問をしたことがありました。しかし、課長と議会を外れた場においてお聞きしたところ、浄化槽を設置しなければならないんですよ、そういうことをお聞きし、ああそれでは大分金がかかるなど、費用対効果が読めない中でそういう投資も、逆に言えば、アシストに赤字を負担させることになるのではないかと、私はそう思い、そのときは断念した、そういう経緯がございます。しかし、大きな投資をしなくてもホタテを販売することができないのか。このように最近考え、少なくとも、お中元やお歳暮、そういう時期、または出荷にかかっている月日の、そういう時期だけでも、何とか村民が手にすることができないのか、そういうふうにごの間、課長にも相談しましたけれども。そういう中で、今回質問になりました。

そこで質問いたしますけれども、いろいろな商品を置いていますが、売れる商品は限られて、売れない商品はいつまでも棚に飾られているような、そういう状況が見受けられるわけです。新たな商品を加え、お客様を集めるということが小売業の大切な発想ではなかろうかと思えます。担当課長でも村長でも構いませんけれども、小売に対して、新たな商品として、ホタテをぜひ商品に並べていただきたいと思えますので、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 村長が非常勤の社長ということでございますので、担当からも答弁する意向はあったんですが、私から答弁させていただきます。

まず、議員とか村民の皆様には、本当に、質問の前置きにありましたように、マルシェを利用していただいて、本当に感謝申し上げたいと思えます。今、申し上げましたとおり、事業内容あるいは営業内容につきましては、いろいろと皆さんからご指摘をいただいている部分がございます。月次の、それぞれ改善に努めていくということで、何とぞご愛顧のほどお願い申し上げたいと、こう思います。

ご指摘のホタテガイの販売ということでございます。以前から、看板に偽りありというわけではないでしょうけれども、マルシェにはトマトとホタテの看板があるわけでございますけれどもホタテを売っていないということで、少し批判を受けていることもあります。これにつきまして、2年前の平成30年の7月でございますけれども、経営管理者でございます専務と、ホタテガイを含む水産物の販売ということで検討したことがございます。当時は、次の点、5点について問題がありまして、これをできない、これを



やると大変だろうということになりました。

その5点と申しますが、一つは、水産物販売の許可が必要ということでもあります。ホタテガイをそのまま売る、魚をそのまま袋詰めして売るという点ではよろしいんでしょうけれども、やはり少しでも加工を加える、あるいは、水は大丈夫でしょうけれども、煮たり焼いたり、あるいは包丁を入れたりとなると許可が必要ということでもあります。これが1点であります。

それから2番目に、これは内部で検討の結果でございますけれども、店内に生鮮野菜とか、あるいは米とか、あるいは別なもの、あるいは食堂がオープンスペースであるわけでございますけれども、これと同一の売場ということになりますと、時間の経過ということで魚類の臭いがするというので、不衛生ではないかということになりまして、冷蔵庫等の備品が必要になるということでございます。

それから、3番目は、水産物の仕入れという問題であります。いわゆる仕入先との交渉、運搬、それから売れ残りの処理ということでもありますので、いわゆるバイヤー、担当者でありますけれども、これが必要になるだろうということでもあります。店に店員がいるんじゃないかということもございますけれども、やはり水産物を扱うとなると、弁当事業等もやっています、不衛生になる可能性があるということでもあります。

4番目は、それじゃ建物外で販売するかどうかということになりますけれども、そうすると、販売する販売所、これはいろいろな形があるかと思えますけれども、それを外に置くことによって、販売担当者、バイヤーがそこで売らなければいけないということになりますと、施設設備経費というのが別にかかるという、あるいは水道引っ張ったり、様々しなきゃいけないと、こういうことになるということになります。

5番目は、その販売によって、会社独自の事業、いわゆる自主事業という考え方。これは、これまでも何回か話しています、村が管理委託料を支払う事業ではないということでもありますので、これらの経費は全て会社負担ということになり、果たして採算が取れるのかどうかということでもあります。2年前ですと非常に苦しい経営をしておりましたので、無理してここでやって赤字を拡大することはちょっとだめじゃないかということで、そういう経緯で中止したと、中止したというか販売しないこととしたという流れがございます。

ただ、現在は、指定管理委託事業と自主事業、弁当事業等もいろいろやっていますけれども、それらとの兼ね合いから財務状況をもう一回検討して、ホタテガイだけをどう

いう形で売るかという形で検討してみたいと、こう思っております。

先日もその話をしたんですが、なかなかコロナの対策もありまして、話は進んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 答弁ありがとうございます。

2年前に、村長から伺った内容の中では、検討してみたが、私が先ほどアシストに逆に赤字をしょわせるような、そういう感じだなとおっしゃいましたけれども、そういう内容で5点の問題があるという、そしてその5点を今説明受けましたけれども。こういう議会を外れた場においても、やはり私たちは私たちなりに、頭の中で、こういうふうになればいいんじゃないかなという構想を持っているわけですね。そういうノウハウを、やはり職員の課長にも、または執行権のある村長とかにも、またはアシストの専務、そういう方々と話し合う、そういう場を設けながら、できるものはやっていこうではないでしょうかという気持ちでございますので。ただ、執行者が、今、村長ですから、全責任を負わせるとか、ただそういうことだけでなく、やはり村の担当者としても、アシストは村の会社なわけですから、村が設立した会社なわけですから、どういう具合にしていったらもっと効率が上がり、また、村民に還元されたり、黒字化できるんだろうと。そういうのは、担当部署だけに申しあげているのではありませんけれども、様々、自分たちの課において、自分が課長としてそこに任命されているわけですから、やはり職員も自分のことのように様々なところまで目を配りながら、村長に、こういう事業を展開したらどうなのかというのを進言していかなければならない立場と、私はそう思っています。ですから、あえて私たちも議員という立場を利用しながら、課長に相談をしたり、または、こういう場において質問したりしているわけですので。村長からは、検討していきたいという前向きな姿勢がうかがわれましたので、よろしくお願いをしたいということを申し上げて、この件に関しては終わりたいと思います。

次に、株式会社蓬田紳装についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、蓬田紳装も経営難に陥ることを避けるために、国から臨時交付金1億7,000万円頂きましたが、その中のうち3,000万円を蓬田紳装経営継続支援金ということで支出することになりました。その概要は、臨時議会で、村長または担当からご説明がありました。皆さん納得はしてくださったと思います。

そこで、質問に入りますけれども。我が村は小さいながらも自治体でございます。青森県内40市町村の一つであるということは間違いありません。村長は社長を兼任しているということから、残りの39市町村の横のつながりで首長の会談をし、場所の提供を求めながら、どうにか蓬田紳装の背広を広く県内に知らしめるために、場所を提供していただきながら、その職員の人たちにも来ていただけるようお願いできないものなのか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件に関しましても、私が非常勤の社長ということで兼務させていただいておりますので、私から説明をさせていただきます。

新型コロナの影響ということで、蓬田紳装も大変財務状況が悪くなってきておりました。蓬田紳装の経営というものに対しては、ご質問いただいたとおり、大変ご心配をいただいているということだと思います。この機会を設けることに対しましても感謝申し上げますと、このように思っております。

ご質問の内容についてひとつ答弁申し上げたいと、こう思います。

まず、県内40市町村長と会談しということですが、一堂に会し会議をするということは、1年に1回あるかないかでございます。というのは、青森県においてある共通の課題がある場合、例えば、難破船、北朝鮮から船が寄ったとか、様々な問題があるわけですが、そういった場合は、やっぱり県主催で第1回の会議が開かれて協議をしておりますけれども、それぞれの町村の独自の問題、今日も東奥日報に板柳町の公社の赤字の情報が載っていましたが、それらの問題を議題にするということはありません。と申しますのは、やはり、市町村長というのは、基本的には行政問題を解決していくという姿勢でございます。したがって、その蓬田紳装の経営問題というのに対しても、例えば県に共通する行政課題ということではないということでございますので、県内の市町村長と一緒にその情報を求めて、あるいは背広を売り込むというような場合は、設定することは不可能だと、こう思います。

ただ、私の、これは先日の出張での出来事でございますけれども、去る8月26日に県町村会、30町村の定時総会がございました。総会終了後の食事会、夕食会でございますけれども、において、蓬田紳装が新型コロナウイルスによる経営難の対策として工場セールを行うということ、常連である町村長の皆さんにお伝えして、何とか買ってくださいませんかということで、食事会の中で言いました。そうしたら、他の町村長からも、

我々でも利用できるのかということで問合せがございましたので、できますということでその場ではお答えして、8月28日、26日に総会やったんですけれどもその2日後に、県内町村の役場に対して、工場セールのチラシを送って宣伝したということでございます。

それから、もう一つは、県にも売り込むべきではないかということで、県というのは何を指すのか、私もちょっと迷ったんですが、多分、青森県庁の組織のことを言っておられるのではないかなと一応解釈しました。

そこで、現在の蓬田紳装の会社組織を考えますと、県庁の組織に売りに行くというようになれば、販売とか、あるいは営業部門を持っていないとこれできないということになります。また、継続的にその販売をするために、テナント、あるいは、例えば県庁のどこかを借りて店舗を持つとか、あるいは、どこかのデパートとかに店舗を置くとか、そういった事業活動をするということになりますと、やっぱり、人、物、金、例えば職員、それからいろいろな材料の仕入れ、あるいはその仕入れをやったり、金が足りないということが出てきます。現在のコロナウイルスの流行している状況から、これらを調達してやっていくというのは至難の業ではないかと。簡単に言うと、物が簡単に売れるのかという時代だということでもあります。したがって、私は、これをやると、蓬田紳装の経営能力を超えてしまっていると思っております。

また、その県庁の場合は、皆さんご存じのとおり、コープ、生協組織というのが入っておりますし、そのほかいろいろな業者が入っております。洋服の市場もかなりそこに持っていかれているというのが実情でございますので、ここに、例えば今、店を構えたりして、果たしてその市場参入することができるのかということを考えますと、かなり難しい選択だと、こう思います。

したがって、私は、結論として、現在できることは、やっぱりその新型コロナウイルスの交付金を利用していただいて、親会社から販売ノウハウを持った営業マンを派遣していただいて、村民を対象として、あるいは現在の紳装の顧客を対象とした工場セール方式、工場セールを何回か開催して、いわゆる生産数を増やす、注文数を取ると、自社で取るという形で増やしていただいて、社員の雇用と生活を守るという形にしていきたいと、こう思っている次第であります。

現在、情報を聞きますと、当面、密を避けるために、あるいは村内の方と村外の方との接触をしないために、完全予約制という形をしていますけれども、現在、村外の方を

対象として注文を取っております。約146名となっておりますけれども、その程度の村外の方から注文が来ているということでございますので、参考までにお伝えしておきます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） ありがとうございます。答弁の中で、30市町村が参加した中で食事会、そういう中で蓬田紳装の話をされて、できたら参加していただきたい、購入していただきたい、私たちが参加できるのかという、相手からのそういう言葉もあつたらしく、そういうことを私はしゃべっているわけで、何も販売網を持つとか、話を、何ていうんですか、飛躍し過ぎた考えになってほしくないんですが。そういう会食の中で、例えば、A町長さん、A市長さん、今度お邪魔しますから、電話しながら、何とか時間を見つけてお会いしてくださいと、そういう感じのアポの取り方で、販売というか、協力してもらえるのであれば協力、そういう感じのところで私はいいいと思うんですけれども。何も最初からそういう、何というんですか、販売組織を持ったり、担当のセールスマンを置いたり、そこまで申し上げているのではないんですけれども。取りあえず、兼務している社長から意見をお聞きしましたので、今後もますますコロナの影響では紳装ももっとも苦しくなる可能性もございますので、そういうときに備えて、また、3,000万円以外にもまたほかの資金を投入しなければならない、そういう状況になるかもしれません、私は恐らくならないかなと思っておりますけれども。そういうときに、やはり紳装独自の自助努力が必要だなと、そう考えますので、今日は専務もこのたび傍聴に来ておりますので、村長イコール兼任している社長と、やはりそういうところから少しずつ、歩けるものであれば、そうやって歩いて売り込んでいただきたいなと切な思いでございますけれども。あまり難しく考えないで、その辺は、村長、どのような感じでしたらっしゃるのか、もしよければ、もう一度お答えいただければ助かります。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 一般質問という形で来ましたものですから、私も構えてしまわないと、全てをお話ししておかないといけないという立場で立っております。

非常に苦しいコロナのこの時代、どうやって会社の経営を切り抜ければいいんだろうということで、大分頭を悩ませておりますけれども。やっぱり、一つは、今言いましたように、私に、構えないでどうか簡単にこうやってくれと、販売のセールスをやってくれということですので、もちろん社長という立場、あるいは役員という立場では、そう

いう物売るために直接お客さんに会ってお願いをするというのは、これは基本でありますので、そういうふうには心がけていきたいと思っています。根本にあるのは、やっぱり、このコロナを乗り切るために、あまり希望的に、これは大丈夫だろうとかということをしてしないで、やっぱり絶えずその経営の内容というのを見直ししながら、どうすれば販売を広げることができるのか、あるいはどうすれば社員の生活守ってやれるのか、そういったことを考えていかなければいけないだろうと、こう思っていますので。議会の皆さんもぜひ協力をいただいて、我が村の一大産業であります蓬田紳装を守っていただきたいと、こう思っていますので、私も引き続き努力しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 立場上、構える、一般質問に対してのはっきりした回答を示すべきだと、そういうお考えの中での発言だったと、そう思ひます。

しかし、今、改めて、紳装の従業員の雇用守っていくためにも、我々議会等にもご理解をお願ひしたいという言葉もございました。私たちが、できるものであれば、可決に向けて協力していきたいと、このように考えておりますので。ただ、そのためには、やはり紳装独自も、役員の皆さんも社長と一緒に、気軽な、何ていうんですかね、先ほど申し上げましたけれども、39市町村の首長と軽い話からでも、いや実はこういう話で、ひとつ恐縮ですけれども、お話を聞きながら、そういうセールスのかけ方でも構いませんから、努力をしていただきたいと思ひます。

私からは以上で質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、3番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午前11時22分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年11月 6日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 柿 崎 裕 二

会議録署名議員 森 弘 美